19

昭和48年10月

松前町における町史編纂について………

......(消俊明…4)

続維新政治史関係史料ノート …鎌田 永吉 …12

「相良家文書日録」の作成を終えて……

「真田家文書」の閲覧停止・史料の閲覧

利用と制限・新収史料紹介・彙報など

図書館併置の文書館的施設について…… 史料の保存と研究………井上勝生…(1)

史料の保存と研究

『萩原家文書目録』の作成を通して―

Ŀ 生

るといえよう。これは、まず積極的 に『史料目録』を作ってきた史料館 の分野に比して発展の若い段階にあ 近、学会誌などで活発な意見の表明 ・文書館が、行政的に恵まれていな 料目録』には、歴史意識が欠如して 館・文書館等々で作られている『史 ようである。たとえば、現在の史料 いての関心もようやく高まってきた が行われており、『史料目録』につ して史料をバラバラにしている、と いる、あるいは、文書の原型を無視 たしかに、『史料目録』は、研究 近世史料の保存問題について、最 ば、第一に、現在の『史料目録』が な要因を除外して、純作業的に見れ あるということは、こうした行政的 性について深く注意されたいと思う。 な『史料目録』と、その作成者の歴史 行なう際には、まずもってこのよう 史意識が欠如している等々の批判を らない。研究者が『史料目録』に歴 したのであることを考えなければな な問題提起が可能な「段階」に到達 史料目録』のあり方は、というよう たのであり、そのうえで、今漸く『 録』への持続的な労力が存在してき 制約された条件のもとでの『史料目 がいかにあるべきかという議論は、 『史料目録』が発展の若い段階に

いった見解が示されている。

るし、この点を考えれば『史料目録』 あると思う。 にそれ以上を期待しなかったことに ものとして扱ってき、『史料目録』 も、むしろ「研究」の便宜のための ように、これを研究全体の不可欠な まああったほうが便利なものという 録』を、あってもなくてもいいが、 とは必ずしも見做していなかったと を自身にとって不可欠の一作業過程 最近まで『史料目録』、史料の整理 されており、第二に、近世史研究が 磨の過程を持っていないことに規定 なしで、研究の分野のような相互練 一環としてもってゆこうとするより いうこと、端的に云えば、『史料日

係にあると考えているのでこの両者 のあり方とは、明確な相互規定的関 は「研究」の現段階と『史料目録』 いて少しく申し述べたいと思う。 ての『史料目録』――の係り方につ の保存・公開の作業過程の一環とし 第二の研究と『史料目録』――史料 欠如については省略することにして、 ここでは、第一の相互練磨の場の 私

かった事実性に第一に規定されてい

各地で分散的・散発的に作られっぱ

て考え、これからも『史料目録』を、 目録』の内容自体を厳しく責任をも 上げれば、研究者は、今日の『史料 はあり得ないと思う。はっきり申し 存・公開問題に対する実践的な発言 研究者の『史料目録』、ひいては保 研究過程の一環として、いかに不可 ってきたかということを、まずもっ れまで『史料目録』をどのように扱 って検証しようとされるならば、こ の係り方を考えてみることを措いて

よく「抜き取る」かという、「抜き 度的にも制約された研究は、如何に 史料目録』を作成したのは今回が最 欠な作業として位置づけようとされ おもしろい文書をスピーディに要領 たことは、現在の、時間・金銭・制 めての経験であったが、ここで感じ て――を読んで整理をしたのもはじ 初で、従って、全ての文書---通常 るのか答えなければならないと思う の研究ではオミットするものも含め だけ申し述べるならば、本格的な『 この点について、私の考えを結論

取り」調査の段階の研究であるかとで表も同様の見解であると思うが、完者も同様の見解であると思うが、大書を総合的・徹底的に調査することで、まだ計り知ることのできないでくることは確実であり、たとえば、てくることは確実であり、たとえば、てくることは確実であり、たとえば、で、萩原家文書解題」にも述べたように、萩原家文書解題」にも述べたように、萩原家文書解題」にも述べたように、萩原家文書は、旗本久永氏文書に、萩原家文書は、旗本久永氏文書に、萩原家文書は、旗本久永氏文書に、萩原家文書は、旗本久永氏文書に、萩原家文書は、旗本久永氏文書の社会のである。

しえない研究以前的な基礎的データ えば全ての史料を読んだものしか示 する恐れをもっているのであって、 短らく的・分断的な「便利屋」に堕 的・持続的な一つの場とはなりえず、 史料館・文書館は、歴史研究の自立 うな傾向として現われていたと思う。 めの一つの便利な参考物と見做すよ よりも、むしろ「抜き取り」するた の基礎的データを読みとる場とする に、研究者が『史料目録』を、研究 調査の段階にあるということは、 このような「研究」の論理に従えば 「分類目録」について云えば、たと 現在の近世史研究が「抜き取り」 逆

> の公表といえると思う。 もこなした、注目すべき蓄積の成果 された山口文書館の『毛利家文書目 あろう。この点、長い蓄積の結果出 **究要覧』などは、最新の研究水準を** た解題、「防長風土注進案」の『研 録』の整理と各文書ごとにつけられ 同様な「論争の不毛状況」は、はじ といった、現在でも多かれ少なかれ うか。このような基礎的データの蓄 究体制として整われているのであろ めて克服される条件ができあがるで るとか、藩の数ほど藩体制論がある て村の数ほど農民層分解の見解があ 積の共有が獲得されるならば、 あるが、かかる蓄積の共有体制は研 を共有してゆく必要が存在するので 研究者としても世代にわたって蓄積 うした研究以前的な基礎的データは、 な史料を扱う近世史においては、こ あって、古代・中世史と異り、膨大 は『史料目録』作成に限らないので ではないだろうか。あるいは、これ を出してゆくのが作成者の独自な場 かつ

のように述べられた由である。『史料目録』・の欠点を指摘して、次究全国大会』の席上で、バラバラな

目的とした限られた時間の個別的な

「抜き取り」調査であれば、おもし

やすいものであるが、これが研究をい調査でも、一通文書は意外に紛れ

外に手はないのが現実であるから、ろい文書を探し、文書を抜き出す以

1

以前に、具体的に史料の原型を破壊 しつつさえあるのだということを問 発見された状況をそのまま再生する さらに云えば、現在の個別的な「抜 請しているのでもあって、この両者の 個別的な「抜き取り」調査段階の研 ラな分析に結果する、と「聞きごた き取り」調査段階の研究は、史料が ば事態は解決してゆかないと思う。 相互規定的な関係として考えなけれ 生体解剖のような『史料目録』を要 究というそもそもバラバラな分析が しかしながら、すでに述べたような え」のある意見を述べておられる。 した生体解剖のような分類がバラバ 『史料目録』を考えるという段階の 「抜き取り」の便宜的手段としての ここでは、色川氏は、原型をなく ところである。(『信濃』二五ノ三) の史料史学を作ろうと考えている 的意味が明らかになる。目下自分 再生してはじめて部分のもつ科学 ラに分析してしまいがちである。 るのは生体解剖と同じで、バラバ 史料を生きものと考えて全体性を ・3、一等・二等・三等と分類す 的にA・B・C、その上で1・2 の上で重要であるのに、ただ機械 た状況を記録することが史料解読 分類する時に、史料が発見され

> 県なり、村なりの何らかの本格的な 組織的な調査が行なわれるまでこの えないものであることをお話しして、 原家へも、この大量文書は、一たん とは確実である。この場合、一括り してきたのである。きわめて注意深 まま保存しておいて頂くようお願 括りをほどけば決して元の所へ戻し の文書群には一さい手をつけず、萩 んど不可能になってしまうので、こ き出し」たら、元へ戻すことはほと の中から、おもしろい何通かを「抜 上書きしたものも発見されたので、 定した結果から考えて、また年代を 一括りは、当史料館所蔵分を年代推 れて一千通以上残されている。この の「用状・御用状」がそれぞれ括ら の、江戸久永家と東村陣屋役所の間 のであるが、当史料館所蔵分と同一 に指定され、良好に保存されている 群馬県東村の現萩原家に、村文化財 一年代ごとに括られたものであるこ 現在の「萩原家文書」の本体は、

題提起したいと思う。

関になってはならないし、これらの 保存・公開の成果をあげた機関は るのである。事実、これまで優れた 料館・文書館が便宜的・職人的な機 存」の相互補完的な状況として、史 な「保存なき研究」と「研究なき保 はいなかったであろうか。 このよう しての職人的な「保存」を要請して 研究なき保存」、「研究」の便宜と びたいと思う。この「保存なき研究」 調査の段階であり、極論的に云えば 究の発展段階を、私は「抜き取り」 のである。以上述べてきたような研 段階のものであることを示している 体系化する必要も持っていない―― 有の過程、たとえば一つの形態とし 現在の研究が、 務を果すためにやむをえないことで 現在の研究体制のもとでは、その責 原型を破壊する恐れすらあるのだと て整備されなければならないと考え 機関も、保存と研究の全体性におい は、すでに述べたように、逆に保存 として体系化しえていない――また て『史料目録』を不可欠の作業過程 前的な基礎的データの広い蓄積・共 あるとはいえ、このような事実は、 結果として、 いうことを考える必要があると思う 『史料目録』の問題以前に、文書の 「保存なき研究」の段階であると呼 公開の機関に対して、時として「 「抜き取り」調査は、 文書の整理や研究以

> り道はないと思う。 そのように二者択一として問題が提 これは、行政的に限られた条件を固 うな二者択一の型で迷う各機関の若 によって、戦後一時期の収集機関と 動とからめて問題を追求してゆくよ しうるものであり、そのような型で 館は本来この両者を全体として両立 承知のことであるが、史料館・文書 出されるのであって、厳しい条件は 手館員の声をよく聞くのであるが、 べきか、研究もするべきかというよ ったとも云えるが――保存に専念す た当史料館は比較的に楽な条件であ しての一定の役割を縮少してしまっ って――この点、地方文書館の設立 両立を追求することは厳しいのであ 史料館・文書館では、保存と研究の 人事的・予算的に相当に制約された て差しつかえないと思う。行政的 によって支えられていたのだといっ 研究者でもあることを堅持した人達 制約されたきつい条件のもとでも、 行政的・人員的・予算的な充実の運 定したものと前提してしまうから、

件の不足については、その対照とし るいはそれ以上の優遇ぶりが述べら 深さと、文書士の大学教官なみ、あ てよくヨーロッパの文書館の歴史の 各史料館・文書館の行政的な諸条

ばならないのである。

て学としての全体性が守られなけれ ここにおいては、効率化論理に対し

ような問題で大学教官以上にはっき が個室を与えられるかどうかという を見ると、そこでは、どんな小さな ない。第一ヨーロッパ「文書士制度」 ながら、ヨーロッパの文書士が「文 好転することが考えられる。しかし て厳たる位階性が敷かれ、それぞれ ―・マスター・学士)の相違によっ 七というような学歴と資格(ドクタ 文書館にも一級・二級・雇いの文書 えた場合、そこに問題がない訳では 書士制度」として定着する論理を考 することによって、事態ははるかに ーロッパのような文書士制度を輸入 意見が出される。たしかに、日本に 書士制度を設けるべきであるという 日本にもヨーロッパのような文 『ドイツ・イデオロギー』 が

を追い抜いた」と述べているように らない。しかも、ヨーロッパの文書 の組織化によって他のすべての国民 人たちはここでもまたとっくに労働 は絶対に不可能であって、フランス ックス・シュティルナー) にとって すでに「歴史記述においてひとかど けうるかどうか考えてみなければな うした位階性をももちこむことを避 まま持ち込むことは、行政的にはこ りと固定的に差別されているという の仕事をすることは、「唯一者」(マ る。「文書士」という優遇制度をその ことを知らなければならないのであ

> 文書館に要請されているのであって 究の不可分性が大学において効率化 保存と研究の不可分性も、 論理に対して要請されている現在、 していただきたいと思う。教育と研 を考えられる向は、その由縁を再考 この点あえて「文書士制度」の輸入 究を総合した全体性としての史料館 は、すでに述べたように、保存と研 でに再考されており、日本において 理化思想や効率的労働の絶対化はす る分業の絶対的追求と無関係ではな な人文学派の近代的合理化思想によ 中世的とも言えるような職人的な身 絶対的な信念があくまでも貰かれて な分業体制によって進展してきたの いのである。現在は、このような合 分差ができあがったのは、このよう 資格による、教官以上に固定的な、 る。ここに、文書館における学歴と 機関は、専業化・職人化したのであ 近代的合理化・効率的労働に対する 生み出してきたのである。そこには ・文書館が追求されねばならない。 いるのであって、かくて、 人文学派(勤勉な個別実証主義)を である。この分業体制が、 「研究」と「保存 (公開)」の完全 史料館・ フランス

図書館併置の文書館的施設について

三 浦 俊 明

(神奈川県立平塚

料の総合的資料館であったりする。 を受けた民俗・考古・歴史各分野資 あったり、あるいは博物館法の適用 は県立図書館に併置された資料館で されている点である。各部門の中味 部門という形で文書館的施設が設立 文化センターという総合的施設の一 の中で最近特に目立っているのは県 はさらに増加するであろう。これら 市町村段階の施設となれば、この数 文書館「文書館ニュース」七号)。 立構想をもっているという(山口県 立準備中であり、八府県において設 道府県がその施設をもち、五県が設 口県文書館の調査によれば十四の都 る文書館的施設は数多く設立され、 もしくは設立が予定されている。 文書館的施設の目的は、()経済の ここ数年来、都道府県段階におけ 山

であり、これらは明治百年記念またであり、これらは明治百年記念またれることの多い県市町村史編さんわれることの多い県市町村史編さんわれることの多い県市町村史編さんわできたとであり、歴史研究者を中ができことであり、歴史研究者を中ができことであり、歴史研究者を中ができことであり、歴史研究者を中ができことであり、歴史科保存事業を契機として評価すべきであろう。成果として評価すべきであろう。

> は一日も早く歴史資料保存法が を設け、そのもとにおいて文書館的 を設け、そのもとにおいて文書館的

世の場合を例にして考えてみたい。 適用下で設立されている文書館的施 がて、特に図書館法、図書館条例の れるべきであるか、という問題につ れるべきであるか、という問題につ ででいるであるか、という問題につ ではこのような現状を という問題につ

は次のように規定している。 点について山口県文書館条例第一条き資料とはどんな資料なのか。このき資料とはどんな資料なのか。この

の必要から廃棄される行政関係文書県および市町村の行政機関で行政上

文書の散逸・湮滅の防止。②都道府急激な都市化とその過程における古高度成長にともなう都市周辺農村の

往々にして、明らかに文書保存・利

が運ばないというのも、行政当局は

を十分くみとるような形の独自の法用などをうたい、専門研究者の意向

1、県の公文書及び記録、2、県内の歴史に関する文書及び記録、2、県内の歴史に関する文書及び記録、2、県内にしぼっている。つまり現在独立のにしぼっている。山口県のように独自の文書館設置条例であれば、このように規定できるが、図書館条例に基づいて施設が設立されると収集資料については往々にして次のように規定される。

すること。 での調査研究及び教養の向上に資 の他必要な資料を収集し、整理し、 の他必要な資料を収集し、整理し、 を を の調査研究及び教養の向上に資 を の調査研究及び教養の向上に資 を の調査研究及び教養の向上に資

保存資料は、1、歴史的価値ある文に併置される文書館的施設では、おて規制されることになるであろう。そらくこれと大差のない条例によっそらくこれと大差のない条例によっけ置される文書館的施設では、おりのがそれである。これは某

制定され、それに基づく真の独立し

じめとして、新聞、雑誌、書画、写 中には郷土に関する文書、記録をは 地方行政資料等を積極的に収集して 地の公共図書館では多くの場合、郷 となる。現在、収集、保存が叫ばれ れている(沓掛伊左吉「郷土資料に 生の文書、記録類も含まれる、とさ ずしも刊行されたものばかりでなく、 政に関する資料である。たゞし、必 政に関する資料および住民の地方行 あり、政府刊行物中の当該地域の行 国の地方行政機関で作成する資料で 地方行政資料とは、地方公共団体、 料とした図書記録資料であり、この いる。郷土資料とは主として紙を材 資料の内容は次のように考えられて いる。その際、郷土資料、地方行政 土資料室(課)を設けて、郷土資料、 すると規定している。したがって各 育の資料その他必要な資料」を収集 意して、図書、記録、視覚、聴覚教 コード、フイルムの収集にも十分留 土資料、地方行政資料、美術品、レ 保存をする図書館資料について、「郷 場合と比較すれば明らかであろう。 ては規定されていない点が山口県の ている行政文書の積極的収集につい 書及び記録、2、その他必要な資料 図書館法は、図書館で収集、整理 マイクロフィルム等が含まれる。

ると考えてよかろう。

のいての覚書」神奈川県立図書館『郷土資料解説目録』第二所収参照)。

これは某県立図書館で用いているのをみばしばこれが引用されているのをみばしばこれが引用されているのをみれば、かなり一般的に用いられている規

遅れるということになりかねないの るのであろうか。歴史的価値ある古 こうして成立した文書館的施設では 継承することが考えられてしまう。 地方行政資料の収集、保存を行なっ 中に位置づけると、この郷土資料、 うのではなかろうか。 当面役に立たない施設になってしま 心の文書資料の収集、整理は大巾に 収集することになる。その結果、こ ット、書画、フイルム等を積極的に 文書の他に郷土に関する一切の図書 ていた郷土資料室(課)を発展的に や行政文書の廃棄処分対策としては である。これでは古文書の散逸防止 れら図書館資料の整理に追われ、肝 (小説類を含む)、新聞、パンフレ 体何が収集、保存されることにな 文書館的施設を図書館組織機構の

_

その教養、調査研究、レクリエーシ図書館資料を一般公衆の利用に供し、図書館法によれば、図書館とは、

収集することができないため、行政させるという目的でしか行政文書を

い。図書館ではまさに第三者に閲覧査研究をすることが認められていな

設である。ョン等に資することを目的とする施ョン等に資することを目的とする施

引渡すことには極めて消極的になる 図書館法の適用を受けている施設へ すべて一般公衆の利用に供する、す 付している。つまり外部にはできる 年等と保存年限を設け、年限を経過 作成される文書は、その重要性に照 と思われる。行政機関において毎年 行政上の機密が漏洩することである なわち公開閲覧の原則をとっている って行政当局が、行政文書を資料は に配慮されているのである。 したが したものは廃棄処分すなわち焼却に らして例えば永年・十年・三年・一 いることは、行政文書が公開されて 局が文書保存について最も憂慮して はこの点に係わっているのである。 り、古文書の収集、整理が遅れるの ると、行政文書の収集が消極的とな だけ文書内容を明らかにしないよう いうまでもなく都道府県等の行政当 文書館的施設が図書館に併置され

するのである。当局を説得するには非常な困難を要

においては、調査研究機能なしに進 学が未確立であるといわれる現段階 書の収集、整理、保存が、特に史料 なっているというのである)。古文 異なっている(だからといって現実 他専門的事項を司どることになって ている。だから資料の調査研究その この点は多言を要しまい。 められることが可能なのであろうか。 の図書館司書が資料研究をしていな の専門的事務に従事すると規定され 館の専門職員である司書は、図書館 いとは思わない。ただ法的にはこう いる博物館学芸員の業務とは質的に 査研究機能が含まれていない。図書 右記した如く図書館には資料の調

このように図書館内に設立される 文書館的施設では、現在、早急に収 文書館的施設では、現在、早急に収 外に行ない得ないといわざるを得な 分に行ない得ないといわざるを得な い。したがって、やはり独立した文 い。したがって、やはり独立した くい であろう。

的であり、博物館のように資料の調査研究等に資することが日のは当然である。しかも図書館では

化が見込まれないとすれば、右記し れてよいのではなかろうか。 しろ次のような様々な方向が考えら たような図書館併置の施設よりもむ しかし当面、歴史資料保存法の立法 、山口県のように独自の文書館設

設にする。埼玉県の施設がこのよう 別して扱える組織を作り、なおかつ その中で文書資料を図書館資料と区 2、図書館には必ず管理運営のため 文書資料の調査研究機能を有する施 設を設立する。 称されるもの)がある筈であるが、 の規則(管理規則とか組織規則等と 置条例を設けて、それにもとづく施

等々である。 3、博物館法適用下の施設にする、 な例として考えられる。

集、保存施設も自づから別立てにす 野のものであり、したがってその収 たゞ文書資料は図書館資料とは別分 拡張、新設が望ましいと考えている。 内容にまで触れている部分もある。 もりである。その中で現行図書館の 資料の氾濫状態をみれば、図書館の する考えは毛頭ない。最近の図書館 しかし私は図書館の存在意義を軽視 ら文書館の必要性を強調してきたつ 以上、私は図書館法等の法律面か

第十九回近世史料取扱講習会開催され る

九・十月、 東京・京都二会場で

挙げて終了した。 項により二会場各四〇名の受講者の 参加を得て開催され、所期の成果を 当館主催の表記講習会は、左記要

(開催要項)

()趣旨

史料の保存、利用の効果を高める。 整理・分類・保存管理などに関する 者に近世史料の読解・調査・収集・ れている現状にかんがみ、当該関係 れに関する知識技能の向上が要請さ を取り扱う事例の増大に伴ない、こ 基礎的な知識技能を取得させ、近世 公共機関などにおいて、近世史料

В A、昭和四八年九月一七日 (月) ~ 九月二二日(土) ~ | ○月 | | ○日 (土) 昭和四八年一〇月一五日 (月) 国立教育会館 京都府立

口期間および会場

三受講資格

総合資料館

し、近世史料の整理および調査研究 ・史誌編さん室その他の機関に勤務 図書館・史料館・博物館・研究所

べきであると主張したいのである。(終)

数の比較的浅い者 等に従事している者で、

A、東京会場

(3)近世史料概論〔Ⅱ〕—東北地方 ②近世史料概論〔1〕:東京都立 大学人文学部教授 北島正元

⑷近世史料概論〔Ⅲ〕—東北地方 を中心に―:東北大学文学部助 教授 渡辺信夫

6)史料の補修:宮内庁書陵部専門 ⑸近代史料概論:東京大学社会科 学研究所教授 大石嘉一郎 官 遠藤諦之輔

(7)史料の保存科学:東京国立文化 財研究所第一修復技術研究室長

(9)史料の整理・管理

その経験年

四講習題目と講師 (敬称略)

())古代中世史料概論:名古屋大学 文学部教授 佐藤進一

教授 小林清治 を中心に―:福島大学教育学部

(1)史料の分類 (8)史料読解(幕藩・村方・町方)

1

(1)民俗資料の取り扱い法 (8)~(1):当館教官担当

京都会場

(1)古代中世史料概論:名古屋大学 文学部教授 佐藤進

②近世史料概論〔1〕:京都女子

(3)近世史料概論〔Ⅱ〕—近畿地方 を中心に―:京都大学文学部助 教授 朝尾直弘 大学文学部教授 小葉田淳

(4)近世史料概論〔Ⅲ〕—近畿地方 ·部教授 森杉夫 を中心に一:大阪府立大学教養

(5)近代史料概論:東京大学名誉教 授 古島敏雄

6近世の民俗:大阪市立博物館長 山敏治郎 ·大阪市立大学文学部教授 平

(7)史料の補修:宮内庁書陵部専門 官 遠藤諦之輔

(9)史料の整理・管理 (8)史料読解(幕藩・村方・ 町方)

(1))史料の分類

(1)資料の保存科学

(8)~(1):当館教官担当

府立総合資料館)等を実施 会、施設見学(国立公文書館・京都 その他、両会場ではいずれも座談

昭和四八年度 新収史料紹介

受託史料

家中小野家文字

本文書の大半は、すでに昨年度において原蔵者から当館に寄託されたものであって、その経過および内容ものであって、その際、諸般の事情により一部の史料を寄託史料から除外したことも前号に記しておいた。それがことも前号に記しておいた。それがことも前号に記しておいた。それがことも前号に記しておいた。それがこととなったもので、前回の分と合いととなったもので、前回の分と合いしたものである。

前号にも記した如く、維新時の当

東料との関連利用を計るためにも何 らかの方法によって収集する必要が らかの方法によって収集する必要が らかの方法によって収集する必要が あり、例えばマイクロによる収集な を検討していたところであった。 そこへ、わずか半歳にして追加寄託 のお申出を受けたことは、何よりも 原蔵者の史料および史料保存に関す る強い熱意とご理解によるものであ る強い熱意とご理解によるものであ をともに、深甚の謝意を表する次第 とともに、深甚の謝意を表する次第 である。

本文書の点数は、前回の四五九点

滞米の後に帰国して信仰界に影響を

略を紹介しておく。 時の記事を参照していただき、ここ号の記事を参照していただき、ここ一点となった。前回分については前一点となった。前回分については前に今回の二五二点を加えて合計七一

からの手低なども含まれているが、 対五十通の書状には、荘五郎の母親 というの日記があり、簡潔な行文ながら交 の日記は、入信前の慶応二年から明治 とびその後の宗教関係史料が今次の といる。といる。 といる。 といる。

このほか、維新期における仙台藩の分にも多く含まれていた漢詩文やの分にも多く含まれていた漢詩文やの分にも多く含まれていた漢詩文やの分にも多く含まれていた漢詩文やの分も『丁酉詩稿』のように毎年の作分も『丁酉詩稿』のように毎年の作品が整理されていて、明治三十九年品が整理されていて、明治三十九年品が整理されている。

閲覧停止について「真田家文書」の

当館にお問合せ下さい。 りました。事情ご了解の上、よろ 閲覧利用を停止せざるを得なくな 準備作業体制に入ったため、およ 業に着手できませんでした。しか 理―公開利用のための目録刊行事 内部体制上の理由から、本格的整 たが、何分にも総量がぼう大であ 地から少なからぬものがありまし 詳細お知りになりたい方は、 します。なお、このことについて しくご協力下さるようお願いいた そ本年末から向う四ヵ年は一般の 敢えず冊子類の整理―目録刊行の し、今年度から四ヵ年計画で、取 が必要であるため、これまで館の その利用者も地元長野県はじめ各 て関係者に知悉せられ、今日まで おいてのみならず、全国的にも量 廻わる史料であり、ひとり当館に 約一万、一紙類約二万) を優に上 は、その総点数三万(うち冊子類 た信濃国松代藩主「真田家文書」 ・質ともに最大級の藩政史料とし 昭和二四年度に当館に収納され かつ綿密な基礎的調査・研究

ついた論文に接すると、その度毎に うした論議に非常に大きな関心をも 史研究に携わる者の一人として、こ 提言を行なっている。筆者も、地方 ら、問題の本質を鋭くついた優れた 諸兄がそれぞれの立場をいかしなが 究の課題」を特集し、多くの研究者 ごく最近でも、 『地方史研究』六月号で「地方史研 自分のかかえている問題を鋭く 『歴史評論』六月号 いて活発な論議が行なわれている。

地方史のあり方につ

強い欲求にもかられてくる。 の場を通じて解決してみたいという 起されている問題点をなんとか実践 ともある。でも、一方では、現在提 とはなしに遠い存在に感じてくるこ で展開されている地方史論も、 るはずの『歴評』や『地方史研究』 そして自分の考えと最も密着してい 場に移せないという問題につき当る 集に携わっていると、論点の正当性 に感激しつつも、それをすぐ実践の

松前町に おけ る町史編纂につ 4 7

そこで、ここでは、筆者が現在直

榎

胸がチクリと刺される思いをしたり

森

至 長、松前町史編集室) 進

感動したりする。 町で、研究者というよりは一地方自 方も地方、過疎化に悩む小さな田舎 に、途惑いを感じてしまう。特に地 かかえる問題があまりにも多いだけ うすればよいのか、となると自分の 判っていても、それじゃ具体的にど らない。「あるべきこと」は痛い程 抽象的な論議が多いように思えてな しかし、全体的にみると、やはり

治体の事務職員という身分で町史編

しかし、明治二年開拓使が設置され 町で、近世北海道の松前三湊の一つ。

松前藩の城下町として発展した

ものをさぐってみたい。 編集の方法やそこでの問題点を紹介 略を示しておくと、松前町は明治以 本来どうあるべきなのか、といった 中で最近とみに大きなウェイトを占 しながら、地方史というジャンルの 接関係している北海道松前町の町史 めつつある府県史や市町村史とは、 まず、本論に入る前に松前町の概

> ものがなく、松前城天守閣内の展示 近くが、国及び道の補助金である。 町の年間子算は約二〇億円、 京・名古屋方面に出稼に出ている。 しかも、漁民の八割近くは、 出稼の町、一漁村へと変貌、 心地・城下町・港町という性格から 移ってからというもの急激に衰退の 北海道の政治経済の中心地が札幌に を果しているに過ぎない また、町には図書館や史料館という 人口二万弱の小さな漁業の町である 室が僅かに史料館・博物館的な機能 一途をたどり、かっての蝦夷地の中 現在は 内八割 毎年東

ことながら、史料館や図書館がな 的条件を考えれば、どれ一つをとっ という問題にもつき当る。しかも、 ぼし、さらには、地元だけではどう なって編集作業に致命的な影響を及 という問題は、即参考文献の不足と えこんでいる。財政的な問題もさる られない数多くの困難な問題をかか ても有利なものはない。むしろ、不 えている。町史編集をする上での外 っていないという大変な問題をかか 歴史の古い町でありながら地元にこ しても専門的研究者を獲得できな れといった文書や記録類が殆んど残 る。そこには当然市の段階では考え こうした自治体での町史編集であ

> 可能な条件のみである。 こうした悪条件をかかえながら、

の前向きの姿勢があったことである。 した町史をつくりたい」という町長 となったのが、「少々時間や予算は その後の作業を進める上で大きな力 克服するかにあった。ただ、ここで 面の課題は、こうした悪条件をどう 去る昭和四十二年から「町村合併」 かかっても、この機会に内容の充実 町史編集の事業が開始されたが、当 発足二十周年に当る)という名目で 十周年記念事業」(昭和二十九年) 町三村が合併し、四十九年が新町

う一つの行政機関でことを進める限 ことがまずもって問題とされた。 その編集はどうあるべきか、という 内容の充実した町史とは何か、また 良く理解されなければ、確実なもの もなく、行政機関で働く職員全体に ない。自治体というのは、たとえ首 業としてはなりたたない。そこで る一時的な思いつきだけでは長期事 として永続しないからである。単な ても、その具体策が住民はいうまで 長の前向きの行政方針があったにし 姿勢があったにしても、自治体とい 昭和四十二年といえば、 しかし、町長のこうした前向きの そう手ばなしで喜んでもいられ 「明治百

を含んでいるように思える。 域に根ざすという面では多くの問題 は非常に高くなっているものの、地 向はどうかといえば、学問的レベル う特徴がみられた。一方全国的な動 概して学問的水準が非常に低いとい 題意識、編さん体制など色々な要因 **究者層の薄さ、さらには研究上の問** みられた。これは、本道での歴史研 村勢要覧の寄せ集めのようなものも こんでいく方法がとられたり、 の中にその地域の個別的史料をぶち はだしいのになると『新撰北海道史 的な史的発展過程が不明確で、はな 非常に問題が多く、その地域の具体 された。しかし、その内容となると OC市(町)史』がぞくぞくと出版 つのブームになり、装釘の立派な『 百年がほぼ一致する自治体が多かっ 道内では、開道百年とその町の開基 華々しく行なわれていた年である。 がからみあって結果したものだが、 たところから、市町村史編さんが一 市町

方針をとることにした。

さらには道内外の研究者諸兄の御教

そんなことをあれやこれやと考え

事で、すでに多くの編者によって指

行状況や問題点さらには全国から寄より」を毎月発行し、町史編集の進

こうしたことはごくあたりまえの

摘されていることのほんの一部にす

示をえながら、最終的に次のような

再び問われているのも、そのためで題をもっている。地方史のあり方がになっていないという相共通した問に大きな相違がみられても、結局「に大きな相違がみられても、結局「

たない。 をつくりだすための新しい方法がみをつくりだすための新しい方法がみをつくりだすための新しい方法がみをつくりだすための新しい方法がみいだされなければならない。また、町史編集というものが、単に出版社の本づくりとちがって、地域の大きな文化的事業でもあり、作業の過程な文化的事業でもあり、作業の過程な文化的事業でもあり、とすれば、こうした欠陥をも地域に根ざしたものでなくてはならない。

年」「開道百年」のキャンペーンが

、町に史料館、図書館がなく、かいた地元に基本史料が殆んど残っていないという事情を考え、町内でいないという事情を考え、町内でいないという事情を考え、町内でいないという事情を考え、町内でいないという事情を考え、町内でいないという事情を考え、町内がら関係史料を可能な限り収集はそのまま保存し、将来の史料館、図書館がなく、かいたりにきたとといいません。

世界の研究者との交流の場れ、基礎的な研究作業をする必要がある。そのためには一定の編集がある。そのためには一定の編集がある。そのためには一定の編集がある。そのためには一定の編集がある。そのためには、まずもって歴史

た上で、行政マンとして生きる人たけでは力にならない。一定の理解をえ強く話しつづけてきた。しかし話だ無駄使いになるということをねばりきがない中でできた本こそ、予算の

がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学ので、まずそうした考え方がまちがって、まずそうした考え方がまちがって、まずそうした考え方がまちがって、まずそうした考え方がまちがって、まずそうした考え方がまちがって、まずそうした考え方がまちがっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学がっていること、基礎的な研究や学

心の度合も非常に高くなった。感想文を掲載してきた。町史編集のかたわらこうしたものを発行するのかたわらこうしたものを発行するのがたわらこうしたものを発行するのがたわらこうしたものを発行するのがたわらこうしたものを発行するのがためにも実に労が多く大変だが、このでのでは、

をかかえているが、町史編集は、地をかかえているが、町史編集は、地をかかえているが、町史編集は、地をがかえているが、町史編集は、地をがかえているが、町史編集は、地をがかえているが、町史はできないと考え、そうしたものをめざしてヨと考え、そうしたものをめざしてヨと考え、そうしたものをめざしてヨと考え、そうしたものをめざしてヨと考え、そうしたものをめざしてヨと考え、そうしたものである。なお同町史は「史編集は、地をかかえているが、町史編集は、地をかかえているが、町史編集は、地をかかえているが、まだまだ多くの問題点である。(終)

界との交流さらには住民との結びつ

「相良家文書目録」の作成を終えて

Ŀ 田 満 子

(熊本県立図書館) 事

をお伝えする をかねて目録編さん作業のメモなど の通った文書でもあるので、ご紹介 わけ五」にも収録され、中央でも名 しかし相良文書は「大日本古文書家 とりあげて説明するものでもない。 について」原稿を依頼されたが、こ 刊行の「郷土資料増加目録」に収録 の川録編さんについて、ここで特に 氏が整理していたものであり、今回 でに同家史料調査編纂員渋谷秀五郎 の相良文書は相良家にあった時、す した。これがきっかけで「目録作成 れていたが、このほど昭和四十七年 ある。早くから目録の刊行が期待さ のなかでも最も貴重なものの一つで 入した相良文書は、当館所蔵の史料 昭和三十四年人吉の相良家から購

小藩であったが、鎌倉以来明治維新 て統治された全国でも数少ない藩で に至る六六〇余年間を一領主によっ 人吉藩(相良藩) は二万二千余石の

> 二年慶応大学に収蔵された中世文書 子長頼が元久二年(一二〇五)正式 相良史料」一八冊から成っている。 谷氏が昭和五年に文書を筆写した「 支配を認められたと考えられその長 源頼朝から肥後国球磨郡多良木荘の 代に至る二、〇〇〇余点と、他に渋 十五日相良義滋書状から明治二十年 に対し、近世文書で、天文十五年八月 文書のうち当館のものは、昭和三十 る。(森田誠一著『九州の諸藩』参考 れが近世人吉藩につながるものであ に人吉荘の地頭職に補せられた。こ 六代目頼景が、建久九年(一一九八 ったのがはじめで、それから数えて 国相良荘に居館を定め相良氏を名乗 周頼が、天永三年(一一一二)遠江 武智麿から数えて十七代目にあたる ある。藤原鎌足の嫡子不比等の長男 この相良氏の統治記録である相良

◆目録作成についての問題点

たのは次のことであった。 目録編さん作業で一番問題になっ

容も次のことがらに関している。 十分間に合っている。 しかし相良文書は点数も多く、 藩法、職制、 城郭、屋敷 **挡状、交際** 藩主の系譜、

内

藩財政(お手判金事件) (相良清兵衛事件、椎葉山騒乱

学芸(詩・和歌) 寺社 (真宗禁制)

も相当ある。しかし内容的に貴重な これらの中には年代の不明なもの

2、標題記入 1、史料の分類・排列

等は点数も少ないので、この方法で 理した村方文書が数種あるが、これ 当館にはこの他にも「家わけ」で整 通し番号を封筒に打って保管した。 書館では整理体制も確立されていな かったので、史料は年代順に排列し、 代・内容を記入してあった。 当時図 ごとに封筒に納められ、上書に、 3、文書に対する知識の欠如 図書館に受入れた時、史料は一点

朱印状、領知目録、郷村高帳 相続、家督、官位

御代替誓詞、参勤交替 藩政、藩庁、役人

軍事(丑年騒動) 藩士、知行、系譜

絵図など 遊芸 能

> その処理に困った。 ものもあるのではないかと思われ、

究していくうえにはこの方法は便利 これら一つのことを年代を追って研 はじめいくつかの騒乱事件があるが した。相良藩には「清兵衛事件」を ではあるが編年方式をそのまま採用 うことは困難であったので、初歩的 作業のうえで、分類の検討から行な 独自の分類表を作成するに至ってな が、館の整理段階がいまだ近世史料 索の上で便利ではないか、と考えた いことから、期限のある目録編さん がって同内容のものを集めた方が検 つかの分類項目をたて、それにした そこで、この際内容によっていく

てはいない。 例えば されているものをそのまま写しとっ 名をそのまま採用する予定であった が、氏の件名は必ずしも原文に記載 標題は最初渋谷氏がとっていた件

No.23 【相良金之助初御目見に関す る件)

№.26 (馬込領中延村抱屋敷囲取払 の件)

№08 〔清兵衛事件御勝訴を国家老 に報ぜられたる書状)

と具体的に内容を説明した件名を付 (註)№は蔵書目録の史料番号

目録のスタイルとして複雑ではなか 谷氏の標題を記し〔〕で囲めば、 れを採り、無いものについてだけ渋 ろうか。原文書に表題がある場合そ で囲まなければならない。これでは えば、渋谷氏の標題はすべて角括弧 ならない……」とある、NCRで行 名は角括弧に入れて記載しなければ では「書名を欠くもの、不完全な書 をつける方法もある」とある。しか 必ずしも重視せず、内容によって調 の目録記載例では「原史料の表題は している。近世庶民史料調査委員会 その複雑さは幾分かは避けることが 査者が各自の判断により適当な表題 し図書館の「日本目録規則」(NCR

の要領で行なうことにした。 そこで目録記載の順序、方法を次

1 史料番号

2 標題

3作成者

5形態 4作成年次

6数量

記入の方法については ①標題は原文に表題のあるものは する為〔 〕でかこむ は仮の名を付し、原表題と区別 これを採り、ないものについて

> (2)書状は作成者・宛名を記し、官 名・通称・法名で氏名の推定で きるものは〔 〕に入れて記入

はあっても「覚」「廻状」あるいは 記入になってしまった。 げたMMについては結局次のような 原表題記入を原則としても、先にあ してあるだけで内容の説明はない。 「口上覚」「証文之事」とだけ記載 いざ標題記入をしてみると、表題 (4)形態 一冊ものは美濃版、 判とし、書状あるいは一紙もの 定できる年次は省略する。 は通、絵図は枚とする。 が干支は省略する。標題から推 半紙

込領中延村抱屋敷囲取払の件) 口上覚 相良近江守 [長興] 罵

年代未詳 一通

判然としない、むしろ 馬込領中延村抱屋敷囲取払の件〕と れでは、仮標題か、注記かの区別も 仮標題を付したのである。 しかしこ だけでは内容が判らない、そこで〔 「口上覚」は原表題であるが、これ

と記入した方が明瞭であったかもし 年代未詳 一通 つき相良近江守(長興)口上覚 (馬込領中延村抱屋敷取払の件に

ものか」基本的なことが理解できな 誰によって、誰にあてて作成されな 連署状の場合 書状について、渋谷氏は家老達の

ていたので、 ていても、役名だけを記して処理し と、原文書には家老の姓名が記され

(3)作成年次は年・月・日までとる

た。文書の整理をするには史料の解 る知識の欠如ということを深く感じ ある。それと関連して、文書に対す に立つだろうか……」という不安で このような目録で果して研究者の役 成が終って強く感じていることは「 触れていたら限りがないが、目録作 目録の記入について具体的なことに とした。作成者、あて名、形態など 井口藤次左衛門〔江戸家老〕宛

ていても、いざ文書に接してみると ど参考書によって一応その知識は得 書の様式・文書に使われる慣用語な ば正確な整理はできない。例えば文 る知識と慣用とに通暁していなけれ 性があり、作製せられた社会に対す きても、文書には文書自体が持つ特 なことではあるが、たとえ解読はで 「この文書はどのような目的のため、

国家老から江戸家老へ

まりつつある。

め、原史料に対する関心は次第に髙

読が出来るということは一番肝じん №28 (国家老菊池衛士外連署状)

図書館における歴史資料の利用を高 痛感している。 識と豊富な経験が必要であることを る府県・市町村史誌の編集ブームは いものがある。また地方自治体によ くて苦労した。そのためにも広い知 戦後地方史研究の発展はめざまし

あろう。 **書館界全体の無理解からくるもので** 問題にかかわってくるものではある は図書館員の専門性・司書の能力の 殊に近世史料等に関する整理体制は が整理に費す比重は極めて少なく、 ている今日の図書館において、 地域社会へ中広い奉仕活動を行なっ が、それにも増して云えることは図 いまだ十分確立されていない これ しかし社会教育の一機関として、

戦に即した「史料取扱講習会」ある に携わる者の為、今後ますます、実 ど無い。地味にコツコツとその作業 くものにとって自己研修の機会は殆 忍耐を必要とする。しかし現場で働 を関係当局にお願いする次第である。 いは「研究集会」の開催されること 古文書の整理は、たゆまぬ努力と

(終)

続維新政治史関係史料ノート

——「山城国稲葉家文書」整理補遺—

鎌

田

永

吉

村志上でもふれたように、同「文幕」の主要なものは、幕府側からの、幕末の政治史料としては第一級の評 「文書」という)の原史料と推定されるものである。このことについて、れるものである。このことについて、れるものである。このことについて、れるものである。このことについて、本書い稲葉家ニ於テ作製セル原書ノ副本工冊本ヲ基礎トセリ」として、その稿本があったことをのべている。恐らくは、この稿本に当るものが、本らくは、この稿本に当るものが、本らくは、この稿本に当るものが、本方くは、この稿本に当るものが、本方くは、この稿本に当るものが、本方くは、この稿本に当るものが、本方とは、この稿本に当るものが、本方に表示。

> すべはない。 すべはない。 ま一致は未だこれを確認し得ていないところであり、断定はできないないところであり、断定はできないないところであり、断定はできないないところであるが、もともと稲葉家の蔵史料の撲択基準・視点がどこにおかれていたか、大いに興味のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認のあるところであるが、いまは確認の表情を表情である。

二…、③号外一、二…の三種の符箋 史料が若干ある(①で六点、②で五 書』にあって「文書」に見当らない も少なくない。符箋表記は、『文書』 点 と『文書』を照合してみると、『文 る。この符箋と内容を頼りに原史料 符箋も見えるが、剝落していること つもり)、時に「稲葉子爵家蔵」の も明確でないが、詳細は別途報告の が貼布されており(この区別の基準 分かれることも多い)、②イー、イ ①一、二、三…(小番号、上・下に (稿本)にもそのまま採用されてい 原史料(大部分一紙物) には、通常 ③で一点)ものの、これは調査

て良かろう。近いかたちで保存されていると言っ近いかたちで保存されていると言っまず『文書』の原史料はほぼ完全に

詆 とと合わせ考えると、史料調査や考 公家諸法度」等まで収録しているこ 明である。逆に『文書』が「禁中並 収録史料が残されたか理由は全く不 断しても、なぜこういうかたちで未 としても、史料の内容・性格から判 である。若干の照合落ちを考慮に入 の仮目録を掲げた未収録史料がこれ 後半に掲載した二六八~三四三まで 文書中に約八○点発見できる。本文 われる『文書』未収録のものが、本 かった(か、符箋が剝落した)と思 に未収録のもの、調査対象にならな と思われる符箋があるのに『文書』 本)編集段階で整理され、整理番号 と一致するものを、整理目録では二 いない感を持たざるを得ない。 れて、収録・未収録の数字は変わる 二六七とし、逆に、『文書』(稿 すでに維新史研究者の間では常識 すなわち、この『文書』所収史料 撰択が必ずしも厳密になされて

ないであろう。 利用者の利便、 あるいは索引)の付加がなされれば 史料表題再検討と合わせて、日次(刊に当っては、幸いに原史料が得ら 協会叢書の一部である本『文書』再 ったことである。目下復刻中の史籍 は索引)がないため検索が困難であ 的であること、従って目次(あるい 名)の表記に全く原則がなくて恣意 最も困惑したのは、史料表題(文書 らに、原本と『文書』の照合過程で ている)をのみ基礎にしたために現 がその「緒言」で明記しているよう するものがある。これは、『文書』 削除など)、年代推定にも再考を要 れたので充分な校訂が期待されるし、 われた問題であると推定される。さ 前記稿本(「緒言」では副本と称し に、全く原本との照合を行なわず、 これにまさるものは

はない傍点を加えたり、一部変改・一部変改・としないし(原史料に、で文書」の誤写・誤読・脱漏・电流・にあることではあるにしても、整に属することではあるにしても、整に属することではあるにしても、整に属することではあるにしても、整に属することではあるにしても、整に属するに、細新史研究者の間では常識すでに細新史研究者の間では常識

以下に、当館受託の前記「山城国以下に、当館受託の前記「山城国村家文書」のうち、前記のように、一部調査・照合不充分のため重なり合い、今後修正すべき部分もあると思われるが、史籍協会刊本未収録と推定される史料の仮目録を掲げて参考に供する。頭部の数字は目録番号、表題()は仮表題、慶応二年三月は慶応二・三のごとく示した。〔 〕内は一応の内容註記である。

卯・八 一通28(磯部寛五郎内願書) 〔上知御止願〕	被仰付度願〕 卯・八 一通	28(撒兵梶田林之輔内願書) 〔伊賀者	28 (御改革等評議之箇条書) 一通	〔再勤願〕 寅・一二 一通	79(勤仕並寄合佐野次郎兵衛心願書)	一二	願書) 〔軍艦取調役出仕願〕 寅・	28(海軍奉行並組勤仕並石川友左衛門心	書) 寅・一二 一通	27(御書院番本多日向守組森川数馬心願	細短冊) 一通	276(海軍奉行並組勁仕並石川友左衛門明	一一通	25 (撒兵福田長左衛門内願書) 寅・一	応二・一〇・二〇ヵ) 30×49 一鋪	・ 24 横浜之図 〔pЫ・27省略図〕 (慶	上ヵ) 慶応二・九・二 二通	273(板倉閣老自筆書付) (→p150・1	件)(慶応四・五・二四) 一通	272(御役替之案詞) 〔目付役人任命一	カ) 一通	27(加判之者等勤方申合書) (天明四	江御礼之儀〕 天明四・五 一通	70(加判之者申合書) 〔御三家御両卿	三通	28(諸役人被仰付一件書付) (明和四)	一六—文化二二 通	268(淀藩御借米幷御返米年曆) 〔元禄	5 * 1	卡·双录 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
29(某書留) 〔身辺諸事留〕 一通	28 (某覚) 〔内願書取扱方等〕 一通	一〇月	29 (和宮天祥院侍梶山常太郎内願書)	奸曲糺方) 一一月 一通	26(大関肥後守内願書) 〔本家西尾家	25 (小笠原鐘次郎内願書) 二二月 一通	二月	24(御書院番本多日向組森川数馬内願書)	293(武藤東四郎内申書) 一〇月 一通	五月	29 (某書付) 〔板倉伊賀守家作許可〕	仰付度願〕 正月 一通	29(小笠原鐘次郎内願書) 〔騎兵頭被	容保等寛典) 一通	29(前内大臣徳川慶喜歎願書写)〔松平	奏請云々〕 二通	28(前内大臣徳川慶喜歎願書控)〔謹慎	叡山退去・東征中止云々) 二通	28 (前内大臣徳川慶喜歎願書控) 〔東	(慶応三末ヵ) 一通	28(某覚) 〔諸役人人撰・学校等〕	一通	カワラズ在来ドオリ誠忠ノコト云々)	28(老中申合書案) 〔御所被仰出ニカ	取ノ件】 (慶応三末ヵ) 一通	28 (老中内御達書案) 〔諸役人意見聴	卯・二二 一通	28(銃隊差図役並勤方太田吉之丞內願書)	吟味役出仕願) 卯・一〇 二通	28(撒兵鈴木滝五郎心願書幷勤書)〔賄	卯・八 一通
一通	〔上州小幡へ引替〕 明和四・閏九	27(松平摂津守領地引替御達之書抜)	30 軍役定 慶安一・一〇 横美半半一冊	0	319(勅語写) 明治一三・二 一枚	38(御城坪数書抜カ) 〔淀城ヵ〕一通	37(淀江御所替幷代知之覚) 一通	316(旧新御領高書抜覚) 一通	315(下総河内両国御田領郡名覚) 一通	34(心覚) 〔坪高換算心覚〕 一通	313(申合書付) 〔部屋番相止〕 一通	場役人) 一通	31(役替之党) 〔甲府城代・鳥崎御台	索書) 一通	311(海軍奉行並支配阿倍四郎三郎家内探	30 心覚 〔稲葉諸事心覚簡条〕 一通	一件	30 芝宇田川町詰撒兵役々狼籍者取押之		37(幕銃隊歩兵撒兵ニ関スル覚) 一通		36(学問所勤番肝煎宮沢乾蔵経歴書)	折一帖	38変革後方戦 詞令 〔号令合図〕	304 御号令書 折一帖	303 大砲手次〔配置図〕 一枚	書付) 一通	30(和宮様天祥院様侍梶山常太郎高姓名	(慶応二ヵ)	(御広敷番之頭吉川圭三郎高姓名	30(某書留) 〔御台様警衛等〕 一通
343 (斯簡) 一枚 一人	御短冊筆者目録	(詠草二首幷詩一題)	借用申込 稲葉正繩宛〕一二月	339 渋沢栄一書簡 〔慶喜公伝掲載史料		淀瀋庁職員相当表	(各審同書写)		E権大参事公選名等 明台三・一(お著作書写) 明治三・ナー	33(往供老方衆名育計) 一直 一道	(『条城経図ヵ) 4×3 一	(領域絵図) 48×34 一				自筆覚ヵ) 〔開成所奉	328(菅沼弥兵衛内願書) 一通	一通	秋月右京亮ノ件・水府御用取扱方〕	37 (稲葉美濃守自筆覚) 〔外国形勢・	七尾一件等〕 (慶応三末ヵ) 一通	326 (某覚) 〔御養女・伊太利亜上坂・	一通	〔坂地ゟ総動員ノ令〕 慶応三・一二	35(板倉伊賀守松平豊前守御用状)	一通	324(松平摂津守内願書) 慶応元・八	天保一二・八 一通	33(増山弾正大弼村替御達之書抜)	文化二一三	322(立花出雲守御 昝 御達之書抜)

〇昭和四八年度事業(その一)

、史料の収集 「仙台伊達家家中小野家文書」を受託

イクロフィルムによる収集を予定してい 他大名・旗本家、村方などの文書数件のマ 当って、万般のご配慮、ご協力を賜わっ 二、第十九回近世史料取扱講習会の実施 家文書、鯖江藩大庄屋千穐家文書、その するものである。 この場所を借りて改めて深甚の謝意を表 立総合資料館その他関係各位に対して、 詳細は別項参照されたい。なお、実施に 都府立総合資料館)において実施した。 会館)、一〇月一五~二〇日京都会場(京 た国立教育会館・国立公文書館・京都府 (別項参照)したほか、京都最上屋喜八 九月一七~二二1日東京会場(国立教育

三、定期刊行物発行予定

1 『史料館所蔵史料目録』第二十三集 に「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」

2 『史料館研究紀要』第七号に数点の

論稿を収載。

四、近世史料の所在調査 昨年度に引続き、本年度も全国各地の 3 『史料館報』本号および第二十号 (四九年三月)を刊行。

諸関係機関等で作製された既調査の近世

げたい。 史料目録を収集する予定である。実施 ている。関係各位の御協力をお願い申上 度と同程度の史料目録を集めたいと考え の計画は目下立案中であるが、ほぼ昨年

○庁舎の新築と移転

閲覧室は旧のままで、閲覧業務は旧庁舎 階文献資料部・研究情報部で、史料館は 五階建地下一階二千九百平方米が落成し、 了までの暫定的措置である。なお、情報 来年着工予定の第二期庁舎新築工事の完 五階に移転をした。これらの使用現状は、 併せて池の補修など環境整備も行なわれ 料館新庁舎第一期工事鉄筋コンクリート において行なわれている。 た。地階・一階は書庫(電動書架設置)、 一階閲覧室(未使用)、三階管理部、四 昨年度建設を進めていた国文学研究資

○評議員会

概況、事業計画と進行状況、明年度概算 が行なわれた。 要求、庁舎の建築、その他について評議 会議が新築庁舎で開催され、管理運営の 九月一三日、国文学研究資料館評議員

〇人事異動

◇昭和四八年四月一日付 新任 文部事務官

小野 深川美枝子

同

新改築に伴う 史料の閲覧利用と その制限について(続報)

新改築に伴って史料の閲覧利用にご不

ました。が、新書庫の設備は未完であり 年七月末には職員の一部も新築棟へ移り 前々号から予告しておきましたが、その 計画通り、史料は旧書庫に保管したまま 料の移動はできません。従って、事前の 何よりも新築の湿度の危険があって、史 後の事情を含めてお知らせいたします。 便をおかけすることについては、すでに へ新築工事実施の予定でした。この場合 現在も平常通り閲覧業務を行っています。 旧館を使って閲覧利用に応じることとし 四七年度の新築工事は一応完成し、本 当初は今四八年度も引続いて隣接場所

まり次第お知らせしますが、部分的な閲 料を梱包する期日も未定です。期日が決 工期日は容易に確定せず、従って一部史 期されましたが、諸種の事情があって着 告しました。その後、本年中の着工は延 覧停止となる史料が生じると前々号で予 このため、今年後半ごろには部分的に問 史料を梱包して封鎖せざるを得ません。 比較的利用者が少いと考えられる一部の 格納することは物理的にも無理なので、 画があり、現有の全史料を残余の書庫に 得られましたが、書庫の一部を取壊す計 に閲覧室は旧館の一部を使用する了解が

えいただきたく合わせてお願いします。 この事情をご存じない方がおありでした 史料の利用を予定しているご知人の中で ご協力をお願いするとともに、当館所蔵 むように努力しております。この微意を の利用者各位へのご迷惑が最少限度です ています。ただし、当館としては、全国 うしても半年以上の時間が必要だと考え 転には変りありません。この時には、ど なりません。||と鼻の先の移転でも、移 た時には、五〇万点の史料を移動せねば られなくなることは避けたいと思います。 告期間をおくようにして、ある日突然見 覧停止史料であっても、二~三ヵ月の子 ら、早めに当館へご連絡下さるようお伝 お汲み下さって、利用者各位に改めて、 格納する条件(書庫の乾燥など)が整っ 新改築工事のすべてが完了し、史料を 14

史料館報 第一九号

編集・発行

東京都品川区豊町1ノ宍ノ三

国文学研究資料館内 立史 料

電話(七八三) 九一〇六(代)

印刷所 三恵出版印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町ニノニ

電話 (二六一) 一四四三番

昭和四八年一〇月三〇日発行 館